表する場合には、当該一方の締約者は、著作権が保護されるすべての国において、該当する著作物を翻訳し、複製し、翻案し、送信し、及び公に頒布するための非排他的な、取り消し不可能な、かつ、無償の許諾を、他方の締約者のために取得するよう最善の努力を払う。

(b) (a)に規定する著作物であって著作権による保護の対象とされるものが公に頒布される場合には、そのすべての写しには、著作物の著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を表示する。また、両締約者の協力的な支援があったことについても明確に視認することができる記載を行う。

Ⅱ　直接的協力活動における開示されていない情報

両締約者又は両締約者の機関の開示されていない情報については、次の規定を適用する。

1　一方の締約者は、直接的協力活動を実施するために必要な情報を他方の締約者又はその機関に伝達する場合には、開示されることを望まない情報を特定する。

2　開示されていない情報を受領する一方の締約者又はその機関は、当該一方の締約者の機関又はその内部の者若しくはその雇用する者がこの協定に基づく特定の計画のための自己の作業を実施するために必要である場合には、当該一方の締約者又はその機関の責任において、当該開示されていない情報を当該一方の締約者の機関又はその内部の者若しくはその雇用する者に伝達することができる。

3　開示されていない情報を提供する一方の締約者又はその機関の書面による事前の同意がある場合には、他方の締約者又はその機関は、当該情報を2の規定により許容されるよりも広範に普及することができる。両締約者又は両締約者の機関は、そのような広範な普及のための書面による事前の同意を要請し、及び取得する手続を作成するに当たり、相互に協力するものとし、また、各締約者は、その法令により許容される範囲内で、当該同意を与える。

4　この協定に基づいて行うセミナーその他の会合、職員の派遣及び施設の利用を通じて得られる情報であって、開示していないものその他秘密の若しくは特権的なものが1の規定に従って伝達されたときに当該情報の秘密的な性格が受領者に知らされた場合には、当該情報は、秘密のものとされ、2及び3の規定に従って取り扱われる。

5　2から4までに規定する普及についての制限及び条件を満たすことができなくなるか、又は満たすことができなくなると合理的に予想されると一方の締約者が了知する場合には、当該一方の締約者は、他方の締約者に直ちに通報する。その後は、両締約者は、適当な措置をとるために協議する。

Ⅲ　間接的協力活動における者の知的財産権

いずれの締約者も、当該締約者、その機関又は公的団体が運営する研究開発計画に参加する他方の締約者の者の知的財産権並びにその参加によって生ずるこれに関連する権利及び義務が日本国政府及び共同体又は日本国政府及び共同体のすべての構成国を拘束する関連する国際条約（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の千九百七十一年七月二十四日のパリ改正条約及び工業所有権の保護に関するパリ条約の千九百六十七年七月十四日のストックホルム改正条約を含む。）に適合することを確保する。

（欧州連合日本政府代表部から欧州連合閣僚理事会事務局宛ての口上書）

（訳文）

MJ－11／51／NO

口上書

欧州連合日本政府代表部は、欧州連合閣僚理事会事務局に敬意を表するとともに、二千九年十一月三十日付け在本邦欧州連合代表部口上書DELJPN HOD／HR／K229（2009）D／2372に関連し、科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定が、本口上書の附属に列挙される必要な読替えを行って実施されるとの日本国政府の認識を貴事務局に伝達する光栄を有する。

欧州連合日本政府代表部は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて欧州連合閣僚理事会事務局に敬意を表する。

平成二十三年三月二十九日にブリュッセルで

附属

科学技術における協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定を以下のとおり読み替える。

本協定名称中、「欧州共同体」を「欧州連合」に読み替える。

本協定前文中、「欧州共同体」を「欧州連合」に、「共同体」を「連合」に読み替える。

次の条文中、「共同体」を「連合」に読み替える。

―第一条2(d)

―第二条2(a)、(c)、(d)、(e)(ii)、及び(f)(ii)

―第六条5

―第十条

次の附属書の段落中、「共同体」を「連合」に読み替える。

―附属書Ⅰの2及びⅢ

―附属書Ⅱの3

（欧州連合閣僚理事会事務局から欧州連合日本政府代表部宛ての口上書）

（訳文）

SGS11／4153

口上書

欧州連合閣僚理事会事務局は、欧州連合日本政府代表部に敬意を表するとともに、本日付けの欧州連合日本政府代表部の次の口上書MJ－11／51／NOを受領したことを確認する光栄を有する。

（日本側口上書）

欧州連合閣僚理事会事務局は、更に、前記の口上書に述べられた日本国政府の認識を欧州連合が共有することを確認する光栄を有する。

欧州連合閣僚理事会事務局は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて欧州連合日本政府代表部に敬意を表する。

平成二十三年三月二十九日にブリュッセルで

○財務省告示第百四十一号

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十三年七月十九日から発行を開始する日本銀行券壱万円及び千円の様式は、平成十六年十一月一日から発行を開始する日本銀行券壱万円、五千円及び千円の様式を定める件（平成十六年八月財務省告示第三百七十四号）に定める日本銀行券壱万円及び千円の様式とする。この場合において、表の項中「黒」とあるのは、「暗い黄赤」とする。

平成二十三年四月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

○農林水産省告示第八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字廣内字鮎帰三九七の一・三九七の四・大字福良字ホウシガラ二七七七・大字下戸次字夜明城六二九三の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県津久見市大字津久見字下村八四三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(二)　保安林の所在場所　大分県津久見市大字長目字伊崎二二七九、二二九六、字沖平二二九八（次の図に示す部分に限る。）、大字堅浦字田ノ迫七四三、七四四、七四五の一、七四六の一、七四六の二